

別表《1》

		減免範囲	減免条件	減免基準		
(1)		納税義務者等の所有する家屋又は家財が震災、風水害、火災その他これに類する災害により被害を受けた世帯。 ただし、故意に災害を発生させた場合はこの限りでない	損害金額（保険金、損害賠償金などにより補填された金額を除く）が住宅の時価の5分の1以下の場合には適用しない。	損害程度の認定は、消防署又は警察署の認定基準による提出書類 ①消防署等の発行する罹災証明書 ②保険会社の発行する補填金支払証明書 ③その他災害に関する証明書		
	減免割合	前年所得	損害程度	20%以上70%未満 (半焼・半壊等)	70%以上 (全焼・全壊等)	
		300万円以下		50%	100%	
		300万円超500万円以下		25%	50%	
		500万円超		12.5%	25%	
(2)		納税義務者又はその世帯に属する被保険者が公の扶助、若しくは受けるに相当する世帯。	(1) 生活保護法による生活扶助等を受けている者 (2) 社会事業団体からの生活扶助を受けている者 (3) 生活困窮のため私的な生活扶助を受けている者	生活保護法による保護基準に定める一般生活費認定基準第1類、第2類及びその他の扶助基準表の教育扶助基準、住宅扶助基準の3級地の基準の例により算定した最低生活費の額による割合		
	減免割合	生活程度		減免割合		
		月平均所得が最低生活費の額を下回るとき		100%		
		月平均所得が最低生活費の金額を超え最低生活費の110%以下		80%		
		月平均所得が最低生活費の110%の金額を超え最低生活費の120%以下		60%		
		月平均所得が最低生活費の120%の金額を超え最低生活費の130%以下		10%		
(3)		納税義務者又はその世帯に属する被保険者が失業、廃業、事業不振等により月平均所得額が前年の月平均所得額と比較し30%以上減少した場合	月平均所得額が前年の月平均所得額と比較し30%以上減少し、生活が著しく困難な状況に至った者（減少期間が3ヵ月以上とする。）	減少率 = $\frac{\text{前年月平均所得} - \text{一月平均所得額}}{\text{前年月平均所得}}$ 提出書類 ①収支明細書 ②経費明細書（減価償却も含む）		
	減免割合	月平均所得額	減少率	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上
		最低生活費の金額以下		60%	80%	100%
		最低生活費の金額の110%以下		50%	70%	90%
		最低生活費の金額の120%以下		40%	60%	80%

別表《1》

		減 免 範 囲	減 免 条 件	減 免 基 準																				
(4)		国民健康保険法第59条に規定する給付制限を受ける被保険者	減免の額は、給付制限期間に対応する保険税額とする。ただし、法第59条に該当することになった日及び該当しなくなった日に属する月については、その期間に含まないものとする。																					
		全 額																						
		減 免 範 囲	減 免 条 件	減 免 基 準																				
(5)		その世帯に属する被保険者が6カ月以上にわたる疾病又は負傷のため医療費支払額が月平均所得額の30%以上に及ぶ場合	医療費支払額が月平均所得額の30%以上に及び生活が著しく困難な状況に至った者	$\text{支払割合} = \frac{\text{総支払額} - \text{高額払いもどし}}{\text{月平均所得額}}$																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">減免割合</th> <th>月平均所得額</th> <th>支払割合</th> <th>30%以上 50%未満</th> <th>50%以上 70%未満</th> <th>70%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低生活費の金額以下</td> <td></td> <td>60%</td> <td>80%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>最低生活費の金額の110%以下</td> <td></td> <td>50%</td> <td>70%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>最低生活費の金額の120%以下</td> <td></td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>			減免割合	月平均所得額	支払割合	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上	最低生活費の金額以下		60%	80%	100%	最低生活費の金額の110%以下		50%	70%	90%	最低生活費の金額の120%以下		40%	60%
減免割合	月平均所得額	支払割合	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満		70%以上																		
	最低生活費の金額以下		60%	80%		100%																		
	最低生活費の金額の110%以下		50%	70%		90%																		
	最低生活費の金額の120%以下		40%	60%	80%																			